② 経験　技術協力業務に係る設計管理技術者が、平成15年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事Ａ又はＢのいずれかの施工経験を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工経験として認める。

なお、施工経験における従事役職は問わない。

さらに、特定ＪＶの場合は構成員のうち１者の技術者が施工経験を有していれば良い。

同種工事Ａ　プレキャストＰＣ床版又は場所打ちＰＣ床版による道路橋の床版工事（新設工事又は取替工事）

同種工事Ｂ　鋼トラス桁の製作又は架設を実施した道路橋の工事（鋼トラス桁の補強・部材取替を含む）

また、平成13年度以降に完成及び引渡しが完了した工事の場合は、上記２(5)のイ又はロに該当する工事は施工経験として認めない。

(7) 審査基準日において、下記に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を建設工事に専任で配置できること。

① 主任技術者又は監理技術者が、当該建設工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業又は鋼構造物工事業）に係る資格を有する者であること。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

また、特定ＪＶの場合は構成員毎に資格を有すること。

② 現場代理人、主任技術者又は監理技術者のうち、いずれかの者が、平成15年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工経験として認める。

なお、施工経験における従事役職は問わない。

また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格を有している者でなければならない。

さらに、特定ＪＶの場合は構成員のうち１者の技術者が施工経験を有していれば良い。

同種工事　プレキャストＰＣ床版又は場所打ちＰＣ床版による道路橋の床版工事（新設工事又は取替工事）

また、平成13年度以降に完成及び引渡しが完了した工事の場合は、上記２(5)のイ又はロに該当する工事は施工経験として認めない。

③ 専任の主任技術者又は監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ３か月以上の恒常的雇用関係にある者であること。

(8) 審査基準日から技術協力業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人、下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(9) 審査基準日から技術協力業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事を監督する部署の施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは上記２(8)に示す設計業務等の発注に関与した者でないこと。又は現に当該施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(10) 審査基準日から技術協力業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（同一の者が複数の特定ＪＶの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

3　優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 技術提案の評価に関する基準

詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。

(2) 優先交渉権者の選定　上記３(1)による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

4　手続きに関する事項

(1) 担当部署　〒950―0917 新潟県新潟市中央区天神１－１　東日本高速道路株式会社　新潟支社　技術部　調達契約課　保坂　雄二　電話025―241―5116

(2) 契約図書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間　平成30年12月11日（火）から平成31年１月31日（木）16時00分まで

② 交付場所　上記４(1)に同じ

③ 交付方法　東日本高速道路株式会社のホームページに掲載

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間　平成30年12月11日（火）から平成31年１月31日（木）16時00分まで

② 提出場所　上記４(1)に同じ

③ 提出方法　郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参

(4) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間　平成31年２月15日（金）から平成31年３月27日（水）16時00分まで

② 提出場所　上記４(1)に同じ

③ 提出方法　郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参

5　その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証の要否　要

(3) 契約書作成の要否　要

(4) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

(5) 技術提案書等についてヒアリングを行う。

(6) 技術対話（技術提案ヒアリングと同時に行う）を通じて、技術提案書等について改善を求める場合がある。

(7) 技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。優先交渉権者の選定後、技術協力業務に係る見積合わせを行ったうえで、技術協力業務に係る契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認したうえで、技術提案を反映した技術協力業務を改めて実施する。

(8) 関連情報を入手するための窓口　上記４(1)に同じ。

(9) 詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。

6　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroyuki Suzuki, Director General of Niigata Regional Head Office, East Nippon Expressway Co.,Ltd.

(2) Classification of the services to be procured : 41

(3) Subject matter of the contract : Construction work of the Kanetsu Expressway ; Concrete slabs replacement and pier reinforcement work ; Substructure of Anougawa Bridge

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents of for the qualification : 4 : 00 P.M. 31 January 2019

(5) Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 27 March 2019

(6) Contact point for documentation relating to the proposal : Yuuji Hosaka, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Niigata Regional Head Office, East Nippon Expressway Co.,Ltd. 1―1, Tenjin, Chuo-ku, Niigata city, Niigata, 950―0917, Japan. TEL 025―241―5116